

## 償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく



太陽光パネルを設置している方、商店・工場・農業・不動産業などを営んでいる方は、償却資産の申告が必要となります。

償却資産とは、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などの資産のことです。令和3年1月1日時点で償却資産を所有している方は、令和3年2月1日までに市役所 税務課へ申告書を提出してください。

昨年度に申告している方は、12月中旬に申告書を郵送しますので、忘れずに申告をお願いします。届いていない方・新たに申告される方は、申告書をお渡ししますのでご連絡ください。

### <太陽光パネルを設置されている方>

区分	出力 10kw以上	出力 10kw未満
個人で住宅用に設置	事業用資産となり申告が必要	住宅用設備となり申告対象外
個人で事業用に設置	事業用資産となり申告が必要	
法人で設置		

※家屋の屋根材として設置された建材型ソーラーパネルについては、申告対象外です。

## 家屋の新築・増築・取り壊しをされた方は届け出を！

家屋（倉庫・車庫含む）の固定資産税は、毎年1月1日時点に建っている建物に対して課税されます。税務課では巡回等を行っていますが、適正な課税のため、所有者からの申し出を随時受け付けています。以下に当てはまる方は、税務課までご連絡ください。

- 建物を**新築・増築**された方・・・〔後日、担当者が評価に伺いますので、ご協力をお願いします〕
- 建物の**取り壊し**をされた方
- 未登記建物**の**名義変更**をされた方
- 所有者が死亡後、**納税義務者の変更**をされていない方

●問合せ 税務課資産税係 ☎75-4977

## 「第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画」パブリックコメント募集

うきは市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、5か年を1期とする「うきは市子ども・子育て支援事業計画」を定め、教育・保育・地域の子育て支援事業を総合的に推進しています。このたび今年3月に策定した第2期計画について、子どもの貧困対策を組み入れ一体的な事業推進を図るため、施策追加の変更を行いたく素案を取りまとめましたので、皆さまのご意見を募集します。

### ◆募集期間 12月1日（火）～12月28日（月）

### ◆計画（素案）の閲覧方法

募集期間中に、福祉事務所またはうきは市ホームページで見ることができます。

### ◆提出方法

①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤意見を書いて、持参・郵送・FAX・電子メールで、福祉事務所子育て支援係へ提出してください。（\*意見書の様式は自由）

●問合せ 福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961 FAX 75-4963  
e-mail kosodate@city.ukiha.lg.jp



※提出書類は返却しません。個人情報については、市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。寄せられたご意見は計画策定の参考にさせていただきますが、個別の対応はいたしません。